

【書面揭示事項等について】

保管医療機関及び保険医療療養担当規則等について、厚生労働大臣が書面揭示することとされている事項について掲載しています。

「個別の調剤報酬算定項目の分かる明細書」の発行について

当薬局では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、処方された薬剤の薬価や調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行いたします。尚、明細書には調剤したお薬の名称等、個人情報に関わる項目が多数記載されておりますので、その点をご理解いただきご家族の方が代理で会計を行う場合、その代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にて事前にお申し出ください。

公費負担等で窓口でのお支払いがない方についても明細書を無料で発行いたします。

調剤報酬点数表一覧

調剤基本料について		3イ：中央・田町・柏崎 特調A：テルス弘前東 調剤基本料1：左記以外の薬局
調剤基本料1	調剤基本料1の施設基準に適合する薬局です	
調剤基本料3-イ	調剤基本料3-イの施設基準に適合する薬局です	
特別調剤基本料A	特別調剤基本料Aの施設基準に適合する薬局です	
後発医薬品調剤体制加算について	※ 後発品の利用率によって変動する加算となります	
後発医薬品調剤体制加算1	後発医薬品調剤体制加算1の施設基準（直近3ヵ月の後発品の数量割合80％以上）に適合する薬局です ※特調A：10/100	
後発医薬品調剤体制加算2	後発医薬品調剤体制加算2の施設基準（直近3ヵ月の後発品の数量割合85％以上）に適合する薬局です ※特調A：10/100	
後発医薬品調剤体制加算3	後発医薬品調剤体制加算3の施設基準（直近3ヵ月の後発品の数量割合90％以上）に適合する薬局です ※特調A：10/100	
調剤管理料・服薬管理指導料について		
調剤管理料	患者様やご家族等から収集した当薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画（RMP）、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者様ごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。	必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。
服薬管理指導料	患者ごとに作成した薬剤服用歴等に基づいて、処方された薬剤の重複投薬、相互作用、薬物アレルギー等を確認した上で、薬剤情報提供文書により情報提供し、薬剤の服用に関し、基本的な説明を行っています。薬剤服用歴等を参照しつつ、服薬状況、服薬期間中の体調変化、残薬の状況等の情報を収集した上で、処方された薬剤の適正使用のために必要な説明を行っています。	薬剤交付後においても必要に応じて指導等を実施しています。
かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料について 堅田・板病前・県病前・千富・テルス弘前東		
かかりつけ薬剤師指導料及び かかりつけ薬剤師包括管理料	上記薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・保険薬剤師の経験3年以上の薬剤師が勤務 ・週32時間以上の勤務 ・当該薬局へ1年以上の在籍 ・研修認定薬剤師の取得 ・医療に係る地域活動の取り組みへの参画	患者様の「かかりつけ薬剤師」として、安心して薬を使用していただけるよう、複数の医療機関にかかった場合でも処方箋をまとめて受け付けることで、使用している薬の情報を一元的・継続的に把握し、薬の飲み合わせの確認や説明を行います。

特定薬剤管理指導加算2について		堅田・板病前・きづくり・千富・勝田・県病前
特定薬剤管理指導加算2	上記薬局は以下の基準に適合する薬局です。 ・保険薬剤師の経験5年以上の薬剤師が勤務 ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・麻薬小売業者免許の取得 ・医療機関が実施する化学療法に係る研修会への参加（年1回以上）	薬局では、抗がん剤注射による治療を行う患者様に対して、治療内容を把握し、処方医との連携のもと、副作用の確認等のフォローアップを行います。
連携強化加算について		堅田・藤崎・板病前・24・金木・きづくり・千富・勝田・県病前・なんぶ・田面木・田向
連携強化加算	上記薬局は以下の基準に適合し、第二種協定指定医療機関の指定を受けております。 また、オンライン服薬指導の実施要領に基づき通信環境の確保をしております。 要指導医薬品及び一般用医薬品並びに検査キット（体外診断用医薬品）を販売しております。 ・ 新型インフルエンザ等感染症の発生時における体制の整備について ①感染症の発生時における医療の提供にあたっての研修・訓練の実施 （外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②個人防備具を備蓄 ③要指導医薬品及び一般用医薬品の提供、感染症にかかる体外診断用医薬品（検査キット）の提供、マスク等の感染症対応に、必要な衛生材料の提供ができる体制を、新型インフルエンザ等感染症の発生がないときから整備 ・ 災害の発生時における体制の整備について ①災害の発生時における医療の提供にあてっての研修・訓練の実施 （外部機関での研修・訓練に参加する場合を含む） ②自治体からの要請に応じて、避難所・救護所等における医薬品の供給または調剤所の設置に係る人材派遣等の協力を行う体制 ③地方公共団体や地域の薬剤師会等と協議の上で、当該保険薬局のみまたは当該保険薬局を含む近隣の保険薬局と連携して、夜間・休日等の開局時間外であっても調剤及び在宅業務に対応できる体制	
医療情報取得加算について		全薬局
医療情報取得加算	薬局ではオンライン資格確認システムを活用し薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めております。 ※マイナンバーカードの利用で調剤に必要な情報を取得活用することにより、質の高い医療の提供に努めております。正確な情報を取得活用するため、マイナンバーカード保険証の利用に、ご協力をお願いいたします。	
医療DX推進体制整備加算について		マイナンバー保険証の利用率に応じて変動する加算となります
医療DX推進体制整備加算1～3	薬局は以下の基準に適合する薬局です ・オンラインによる調剤報酬の請求 ・オンライン資格確認を行う体制・活用 ・電子処方箋により調剤する体制 ・電子薬歴による薬剤服用歴の管理体制 ・電子カルテ情報共有サービスにより診療時情報を活用する体制	※ オンライン資格確認等の利用率に応じて変動があります。
		・マイナ保険証の利用率が一定割合以上 ・医療DX推進体制に関する揭示 ・サイバーセキュリティ確保のために必要な措置

地域支援体制加算について	加算 1：千富、加算 2：堅田・県病前
地域支援体制加算1, 2, 3, 4	上記薬局は以下のうち、地域支援体制加算1・2の施設基準に適合する薬局です (体制基準) 体制基準の項目数や実績により、1～4に区分されます。※特調A：10/100 ・1,200品目以上の医薬品の備蓄 ・他の保険薬局に対する在庫状況の共有・医薬品の融通 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者の免許 ・集中度85％以上の場合、後発医薬品の調剤割合が70％以上 ・当薬局で取り扱う医薬品に係る情報提供に関する体制 ・診療所・病院・訪問看護ステーションとの連携体制 ・保険医療・福祉サービス担当者との連携体制 ・在宅患者に対する薬学的管理・指導の実績（薬局あたり年24回以上） ・在宅訪問に関する届出・研修の実施・計画書の様式の整備・掲示等 ・医薬品医療機器情報配信サービスの登録・情報収集 ・プレアボイド事例の把握・収集に関する取り組み ・副作用報告に関する手順書の作成・報告体制の整備 ・かかりつけ薬剤師指導料等に係る届出 ・管理薬剤師の実務経験（薬局勤務経験5年以上同一の保険薬局に週32時間以上かつ1年以上在籍） ・薬学的管理指導に必要な体制・機能の整備（研修計画・受講等） ・患者のプライバシーに配慮した服薬指導を実施する体制 ・要指導医薬品・一般用医薬品の販売（48薬効群）・緊急避妊薬の備蓄 ・健康相談・健康教室の取り組み ・地域内禁煙・禁煙器具やタバコの販売の禁止
在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険）居宅療養管理指導費及び介護予防居宅療養管理指導費（介護保険）について 全薬局対応可	
在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険） 居宅療養管理指導費及び 介護予防居宅療養管理指導費（介護保険）	在宅にて療養中で通院が困難な場合、調剤後にご自宅を訪問し薬剤服薬指導及び、管理のお手伝いをさせていただきます。その際に算定します。なお、医師の了解と指示が必要となりますので、事前にご相談ください。 ・事業の目的と運営方針 【事業の目的】 要介護状態または要支援状態にあり、主治医等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、サカイ薬局・テルス薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。 【運営の方針】 ①利用者の医師及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、五町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接かかわる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません ・提供するサービス 【居宅療養管理指導サービス】 ①当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方箋に基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤師の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。 ②サービスのご提供にあたっては、懇切丁寧に行い、分かりやすく説明いたします。もし、薬について分からないことや心配なことがあれば、担当の薬剤師にご遠慮なくご相談ください。 ※居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供および内容は同じです
居宅療養管理指導事業者運営規程	

在宅薬学総合体制加算について	加算 1：堅田・千富 加算 2：テルス弘前東・県病前
在宅薬学総合体制加算 1, 2 (在宅薬学総合加算 2 の場合はいずれか)	以下のうち、上記薬局は在宅薬学総合体制加算 1・2の施設基準に適合する薬局です ・在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨の届出 ・緊急時等の開局時間以外の時間における在宅業務に対応できる体制（在宅協力薬局との連携を含む）及び周知 ・在宅業務に必要な研修計画の実施、外部の学術研修の受講 ・医療材料・衛生材料の供給体制 ・麻薬小売業者免許の取得 在宅患者に対する薬学管理及び指導の実績（年24回以上） ・ターミナルケアに対する体制（医療用麻薬備蓄かつ無菌調製の設備） ・小児在宅患者に対する体制（薬学管理・指導の実績が年6回以上）
無菌製剤処理加算について	テルス弘前東・24・県病前で対応可
無菌製剤処理加算	薬局は2人以上の薬剤師（1名以上が常勤の保険薬剤師）が勤務し、無菌室、クリーンベンチ、または安全キャビネットを備え（他の施設と共同利用する場合を含む）、注射剤等の無菌的な調剤を行います。
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算について	
在宅患者医療用麻薬持続注射療法加算	薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 医療用麻薬持続注射療法が行われている在宅患者に対して、注入ポンプによる麻薬の使用など、在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。
在宅中心静脈栄養法加算について	
在宅中心静脈栄養法加算	薬局は麻薬小売業者の許可及び高度管理医療機器等の販売の許可を受けています。 在宅中心静脈栄養療法が行われている患者に対して、輸液セットを用いた中心静脈栄養法用輸液等の薬剤の使用など在宅での療養の状況に応じた薬学的管理及び指導を行います。
時間外等加算（時間外・休日・深夜）について ※詳細については各薬局内の掲示をご確認ください	
時間外等加算（時間外・休日・深夜）	夜間時間・休日等で窓口において対応する場合、下記の時間帯で時間外等加算を算定します。 時間外加算：おおむね8時前と18時以降の調剤応需 休日加算の対象となる休日以外の日を週休休業日とする薬局の休業日 休日加算：日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日 深夜加算：22時～翌6時までの調剤応需 また、休日・夜間を含む開局時間外であっても、調剤及び在宅医療業務に対応できる体制を整えております。緊急を要する場合は、別途、ご案内する連絡先へお電話をお願いします。 営業時間外の調剤につきましては、お時間がかかる場合があります。 その際、時間外・休日・深夜加算が発生しますのでご了承ください。 ・時間外加算：基礎額の100％・休日加算：基礎額の140％・深夜加算：基礎額の200％
夜間・休日等加算について	※詳細については各薬局内の掲示をご確認ください
夜間・休日等加算	薬局では、薬局において表示する開局時間内で、以下の時間帯に調剤応需した場合、 夜間・休日等加算を処方箋受付1回につき40点加算しています。 平日の19：00～ 土曜日13：00～ 日曜日・祝日・年末年始

【開局時間外連絡先について】

開局時間外の相談・緊急の問い合わせは、薬局の代表電話におかけください。

音声アナウンスにより、エリア内の時間外対応携帯電話の電話番号をご案内致します。

療養の給付と直接関係のないサービス等の取扱いについて

当薬局では、療養の給付（健康保険から給付される医療費）と直接関係のない以下の項目においては実費負担をお願いしております。
あらかじめご了承ください。

追加で希望する薬剤の容器代	軟膏容器：10 g、20 g、30 g、50 g →60円 カップ付シロップ容器：30 m l、60 m l、100 m l →100円 投薬用スポイト→60円 ※ 1個あたりの税込価格となります
患家や調剤した医薬品の持参料・郵送料	患者様の都合・希望に基づく医薬品の持参料・郵送料は原則として患者様負担になります。医師の指示があった場合には規定の調剤報酬点数表に従い算定致します
在宅医療の交通費	片道1kmにつき100円（要相談対応）
希望に基づく甘味剤等の添加	医師の指示があった場合に限り、甘味剤の添加を行います
希望に基づく1包化	医師の指示があった場合に限り、規定の調剤報酬点数表に従い算定致します
長期収載品の 選定療養費	2024年10月1日より、長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品）を希望される場合は、自己負担に加え「 選定療養費 」という特別の料金が発生します 特別の料金：先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の1/4相当 ※先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合は、特別料金は発生しません。 ※ 詳細はホームページの「お知らせ」へ掲載しております

個人情報保護に関する基本方針について

【基本方針】

当薬局は「個人情報保護法」及び厚生労働省の「ガイドライン」に従い、良質な薬局サービス提供のため、皆様の個人情報の適切な管理を徹底します。

【具体的な取組み】

当薬局は、皆様の個人情報を適切に取り扱うために、次の事項を実施します。

- ・個人情報管理のルールを定め、全従業員がこれを遵守するよう徹底します
- ・安全管理措置をし、漏洩・減失・棄損の防止に努めます
- ・定期的に個人情報の取扱い状況を確認し、問題があれば改善します
- ・個人情報を取得する際は、使用目的を明示し同意を得た上でのみ利用します。ただし本人の了解を得ている場合、法令に基づく場合個人を識別できないよう匿名化した場合などは除きます。
- ・業務委託時には委託先が当薬局の方針を理解し、適切に個人情報を扱うよう監督します
- ・個人情報に関する相談体制を整え、迅速に対応します

【相談体制】

当薬局は、次の事項について本人から申し出があった場合、適切かつ迅速に対応します

- ・個人情報の利用目的に同意しがたい場合
- ・個人情報の開示・訂正・利用停止など（法令により応じられない場合を除く）
- ・個人情報が漏洩・減失・棄損した場合、またはその可能性が疑われる場合
- ・その他、個人情報の取扱いについてご質問やご不明な点がある場合

個人情報の取扱いについて～安心して薬局サービスを受けていただくために～

当薬局では、良質かつ適切な薬局サービスを提供するために、当薬局の個人情報の取り扱いに関する基本方針に基づいて、常に皆様の個人情報を適切に取り扱っています。また、当薬局における個人情報の利用目的は、次に挙げる事項です。

【個人情報の利用目的】

- ・当薬局における調剤サービスの提供
- ・医薬品を安全に利用していただくために必要な事項の把握
（副作用歴・既往歴・アレルギー・体質・併用薬・ご住所や緊急時の連絡先など）
- ・病院・診療所・薬局・訪問看護ステーション・介護サービス事業者等との必要な連携
- ・病院・診療所などからの照会への回答
- ・家族などへの薬に関する説明
- ・医療保険事務（審査支払機関への調剤報酬明細書の提出、審査支払機関または保険者からの照会への回答など）
- ・薬剤師賠償責任保険などに係る保険会社への相談または届出など
- ・調剤サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ・当薬局内で行う症例研究
- ・当薬局内で行う薬学性への薬局事務実習
- ・外部監査機関への情報提供

夜間・休日の医薬品提供体制における薬局リストについて

一般社団法人 青森県薬剤師会

www.aoyaku.or.jp

青森県における、夜間・休日の医薬品提供体制における薬局情報リストにも掲載されております

【外来対応に係る体制】

夜間・休日等に医師から処方箋が発行された場合等、緊急性の高い処方箋調剤等に対応することを念頭に地域の薬局の開局時間・時間外対応の状況をとりとめたもの

【在宅対応に係る体制】

地域において在宅訪問（訪問薬剤管理指導/居宅療養管理指導）を行う薬局や在宅業務に係る薬局機能（医療用麻薬の取扱いや無菌製剤処理の可否等）をとりとめたもの

【その他の薬局機能】

地域において、感染症対応を担う薬局やオンライン服薬指導の実施可否、一般用医薬品の取扱い状況等の薬局機能をとりとめたもの